

艦本普報第五號

大正十三年十一月二十日

海軍艦政本部長 吉川安平

艦船推進軸防蝕法ニ關スル件

自今新造艦船ニシテ推進軸ヲ嵌挿シ進水スルモノニ在リテハ左ノ方法ニヨリテ防蝕法ヲ施スヘシ

但シ緊留場所ニ於ケル海水ノ狀況又ハ公試運轉ノ時期等ノ關係ニヨリ他ノ方法ヲ用フル場合ニハ豫メ方案ヲ具シテ海軍艦政本部長ノ承認ヲ承クルモノトス

一、推進軸ヲ磨キ炭酸曹達溶液若ハ他ノ適當ナル洗滌劑ヲ以テ洗滌シ乾燥セシム

二、光明丹塗料ヲ二回施シ毎回充分乾燥セシム

三、塗具「セメント」塗料ヲ施シ乾燥セシム

四、剛太綿半巾ヲ三分ノ一折返シテ其ノ二枚合セノ部分ヲ凡ソ巾八分ノ三重本合セシム

纏メ又時宜ニヨリ布ニハ適當ナル油ヲ浸ミ込マセ使用ヘルコトヲ禁止ノ處合ニハ